

12 年金や手当

(1) 障害基礎年金

I どんな制度

国民年金加入中に病気やケガで障害が残ったときや、20歳前の事故や疾病等で障害認定日に国民年金法で定められている障害（国民年金の障害等級の1級または2級）の状態になった場合に障害基礎年金が支給されます。

II 申請できる方（①から③までを満たしているか、④のみを満たす方）

- ① 初診日（障害の原因となった傷病について、初めて医師の診察を受けた日）において国民年金に加入している方。
- ② 初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち3分の2以上の期間、保険料を納めている方（令和8年3月31日までに初診日がある傷病による障害については、初診日の属する月の前々月までの直近の1年間に保険料の未納がない方）。
- ③ 障害認定日（初診日から1年6か月を経過した日、または1年6か月以内に症状が固定した場合はその固定した日）に国民年金法で定められている障害等級の1級または2級の状態の方。
- ④ 20歳前に初診日がある場合については、20歳に達したとき（障害認定日が20歳以後の場合は、その障害認定日）に国民年金法で定められている障害等級の1級または2級の状態の方（所得制限あり）。

※ その他、詳しい要件については、以下の問合せ先にご確認ください。

III 障害の程度の目安

等級	障害の程度
1級	他人の介助を受けなければほとんど日常生活をすることができない程度
2級	必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は極めて困難で労働により収入を得ることができない程度

IV 年金支給額（令和5年4月1日現在）

原則請求した月の翌月分から支給対象です。

1級：年額993,750円（但し、68歳以上の方は990,750円）

2級：年額795,000円（但し、68歳以上の方は792,600円）

※ 障害認定時に18歳未満（障害者は20歳未満）の子がいる場合は、1人目、2人目については1人につき228,700円、3人目以降は1人につき76,200円が加算されます。

※ 年金は、2、4、6、8、10、12月の6期にそれぞれ前月分までの分が支給されます。

V 問合せ先

- ① 初診日において、国民年金の第1号被保険者（自営業者）だった方および20歳前に初診日のある方は、お住まいの区の区役所保険年金課国民年金担当・支所区民センター保険年金担当

名称	電話番号
お住まいの区の区役所保険年金課国民年金担当 ※大師・田島地区にお住まいの方は各支所区民センター保険年金担当	【 P83 】

- ② 初診日において、国民年金の第3号被保険者（会社員や公務員に扶養されている配偶者など）だった方は、お住まいの区を管轄する年金事務所
お問合せ、ご予約の際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

名称	電話番号
(年金相談に関する一般的なお問合せ) ねんきんダイヤル	0570-05-1165 (050 で始まる電話からは03-6700-1165)
(来訪相談のご予約) 予約受付専用電話	0570-05-4890 (050 で始まる電話からは03-6631-7521)

名称	担当区	郵便番号	住所	電話番号
川崎年金事務所	川崎区・幸区	210-8510	川崎区宮前町 12-17	044-233-0181
高津年金事務所	中原区・高津区・宮前区 多摩区・麻生区	213-8567	高津区久本 1-3-2	044-888-0111

(2) 特別障害給付金

I どんな制度

国民年金に任意加入していなかったために、障害基礎年金を受けられない方への給付金です。

II 申請できる方（①または②を満たす方で、国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金の1級、2級相当の障害の状態にある方）

- ① 平成3年3月以前に国民年金の任意加入対象であった学生
- ② 昭和61年3月以前に国民年金の任意加入対象であった被用者年金（厚生年金・共済組合等）の加入者だった方の配偶者

III 年金支給額（令和5年4月1日現在）

1級：月額53,650円 2級：月額42,920円

- ※ 給付金の額は、毎年度物価の変動に応じ改定されます。
- ※ 所得により全額又は半額の支給停止となる場合があります。
- ※ 老齢年金等を受給されている場合は、支給の調整があります。
- ※ 給付金は、2、4、6、8、10、12月の6期にそれぞれ前月までの分が支給されます。

IV 問合せ先

名称	電話番号
お住まいの区の区役所保険年金課国民年金担当 ※大師・田島地区にお住まいの方は各支所区民センター保険年金担当	【 P83 】

(3) 障害厚生年金

I どんな制度

厚生年金に加入している間に初診日のある病気やケガで障害基礎年金の1級または2級に該当する状態になったときは、障害基礎年金に上乗せして障害厚生年金が支給されます。

また、障害の状態が2級に該当しない軽い程度の障害のときは、3級の障害厚生年金が支給されます。なお、初診日から5年以内に病気やケガが治り、障害厚生年金を受けるよりも軽い障害が残ったときには障害手当金（一時金）が支給されます。

II 申請できる方

- ① 厚生年金に加入している間に、初診日（障害の原因となった病気やケガについて、初めて医師または歯科医師の診療を受けた日）があること。
- ② 法令により定められた障害等級（1級・2級・3級）による障害の状態にあること。
- ③ 初診日の前日において、次のいずれかの要件を満たしていること。
 - 一 初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の2/3以上の期間について、保険料が納付または免除されていること。
 - 二 初診日において65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと。

※ その他、詳しい要件については、問合せ先にご確認ください。

III 障害の程度

等級	障害の程度
1級	他人の介助を受けなければほとんど日常生活をすることができない程度
2級	必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活はきわめて困難で、労働により収入を得ることができない程度
3級	労働が著しい制限を受けるか、または労働に著しい制限を加えることを必要とする程度

IV 年金支給額（参考）

生年月日や配偶者の有無によって異なりますので、日本年金機構のホームページをご参照ください。

V 問合せ先

お問合せ、ご予約の際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

名称	電話番号
(年金相談に関する一般的なお問合せ) ねんきんダイヤル	0570-05-1165 (050で始まる電話からは03-6700-1165)
(来訪相談のご予約) 予約受付専用電話	0570-05-4890 (050で始まる電話からは03-6631-7521)

名称	担当区	郵便番号	住所	電話番号
川崎年金事務所	川崎区・幸区	210-8510	川崎区宮前町 12-17	044-233-0181
高津年金事務所	中原区・高津区・宮前区 多摩区・麻生区	213-8567	高津区久本 1-3-2	044-888-0111

(4) 国民年金保険料免除制度

I どんな制度

本人、世帯主、配偶者の前年所得が一定基準以下の場合や失業・罹災により納付が困難な場合に、申請して、承認されると、保険料の納付が全額または一部免除されます（申請免除制度）。

この他に50歳未満を対象とした「納付猶予制度」、学生を対象とした「学生納付特例制度」による納付が猶予される制度があります。

また、1級・2級の障害年金や生活保護法による生活扶助を受けている人は、届出により納付が免除されます（法定免除）。

II 対象

以下のいずれかに該当する方

申請免除制度 納付猶予制度 学生納付特例制度	① 申請者本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が基準額以下の方（※） ② 本年度、または前年度に失業、倒産、事業の廃止、天災、DVなどにあつた方 ③ 障害者、寡婦またはひとり親であつて、前年の所得が定められた基準額以下の方 ④ 生活保護法による生活扶助以外の扶助（医療扶助など）を受けている方 ⑤ 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金を受給されている方 ※ 「納付猶予制度」は、本人（50歳未満）および配偶者それぞれの前年所得、「学生納付特例制度」は、学生である本人の前年所得が基準額以下の場合です。
法定免除	① 障害基礎年金等の2級以上の障害の公的年金を受けている方 ② 生活保護法による生活扶助を受けている方

III 申請に必要な書類

年金手帳、基礎年金番号通知書、マイナンバーカードのうち、いずれか一つ

※ 生活保護を受けている場合は、生活保護受給証明

※ 失業等による申請の場合は、雇用保険受給資格者証または離職票等

※ 学生納付特例の場合は、在学期間を確認できる学生証（コピーの場合は両面）

IV 申請について

申請は原則として毎年度必要です。申請をして承認されると、原則、当年7月分から翌年6月分まで免除（学生納付特例は4月分から翌年3月分までが猶予）されます。

全額免除、納付猶予の承認を受けた方で申請の際に継続を希望と明記された場合は、翌年度以降も申請があったものとみなされ、自動的に審査が受けられます。ただし、上記Ⅱの②、③または⑤で承認を受けた方や一部納付の承認を受けた方は、翌年度以降申請が必要です。

V 参考情報

- ※ 申請月から2年1か月前まで遡った期間について免除を申請することができます。
- ※ 一部免除の承認を受けた場合は、一部納付保険料を納付期限までに納付しないと未納扱いとなりますのでご注意ください。
- ※ 保険料の免除、納付猶予、学生納付特例を受けた期間があると、将来受け取る年金額が少なくなります。そこで将来の年金額を増やすため、10年以内であればこれらの期間の保険料を後から納めることができます（追納）。ただし、令和2年度以前の保険料を納付する場合は、当時の保険料額に加算金を上乗せして納めます。
- ※ 法定免除の該当期間であっても、平成26年4月以降の期間については、納付申出をすることにより保険料の納付ができるようになりました。

VI 問合せ先

名称	電話番号
お住まいの区の区役所保険年金課国民年金担当 ※大師・田島地区にお住まいの方は各支所区民センター保険年金担当	【 P83 】

(5) 川崎市在宅重度重複障害者等手当

I どんな制度

在宅の重度重複障害者等に支給される手当です。

II 対象

基準日（支給年度の8月1日）時点で下記1～5の全ての要件を満たす方

1 障害要件	<p>次の①または②にあてはまる方</p> <p>① 次の3つのうち2つ以上にあてはまる方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者手帳1級または2級を交付された方 ・ 療育手帳A1又はA2の判定を受けた方 <p>※ ただし、知能指数50以下や療育手帳B1の判定を受け、さらに身体障害者手帳1～3級の交付を受けた方も療育手帳A2に相当します。（療育手帳記載の情報だけでは実際に療育手帳A2相当であることがわからない方もいらっしゃるかもしれません。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 精神障害者保健福祉手帳1級を交付された方 <p>③ 特別障害者手当又は障害児福祉手当を受給している方（支給年度の8月分の認定を受けていること）</p>
2 在住要件	基準日時点で、6か月以上、川崎市内に継続してお住まいの方
3 在宅要件	<p>基準日の前日までの1年間（申請前年の8月1日から申請年の7月31日）に継続して3か月を超えて、医療機関や施設に入院（所）していない方</p> <p>※ 医療機関や施設とは、20歳以上の方には特別障害者手当の、20歳未満の方には、障害児福祉手当の基準を用います。</p>
4 年齢要件	<p>次のうち、1つでもあてはまる方</p> <p>① 65歳よりも前に身体障害者手帳の交付を受けたことがある方</p> <p>② 65歳よりも前に精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたことがある方</p> <p>③ 65歳よりも前に療育手帳の交付を受けるなど、児童相談所や地域支援室等において知的障害者と判定された方</p> <p>④ 65歳よりも前に特別障害者手当又は障害児福祉手当を受けたことがある方</p> <p>※ 平成24年7月に市在宅重度重複障害者等手当(特例手当)を受給された方につきましては、年齢による制限はありません。</p>
5 所得要件	<p>手当の受給年度の前年所得が基準となる額を超えない方</p> <p>※ 基準となる額は20歳以上の方については特別障害者手当の、20歳未満の方については、障害児福祉手当の基準を用います。</p> <p>【例】 令和4年度現在の特別障害者手当等の所得基準額 （扶養親族等が0人の場合）</p> <p>① 単身世帯 3,604,000円</p> <p>② 本人と配偶者又は扶養義務者の世帯 本人：3,604,000円 配偶者又は扶養義務者：6,287,000円</p>

III 手当額および支給方法（令和5年4月1日現在）

支給額 年額60,000円

年1回（12月）に指定された金融機関の預金口座に支払われます。

IV 手続き方法

お住まいの区の区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課、地区健康福祉ステーションが窓口となります。毎年8月1日から9月10日を申請期間としていますので、身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳、普通預金の通帳等の必要書類等を持参の上、ご申請ください。

※ 平成24年度から新しい手当の基準に該当する方で、これまで手当を受給されていた方の場合でも、申請期間中に新たに申請手続きをしていただく必要があります。

※ 必要書類については、個別に異なる場合があるため、下記問合せ先にお問い合わせください。

V 問合せ先

名称	電話番号
お住まいの区の区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課 ※大師・田島地区にお住まいの方は各支所健康福祉ステーション高齢・障害担当	【 P83 】



(6) 神奈川県在宅重度障害者等手当

I どんな制度

在宅の重度障害者等に支給される手当です。

II 対象

基準日（支給年度の8月1日）時点で下記1～5の全ての要件を満たす方

1 障害要件	次の①または②にあてはまる方 ① 次の3つのうち2つ以上にあてはまる方 ・ 身体障害者手帳1級または2級を交付された方 ・ 療育手帳A1又はA2の判定を受けた方 ※ ただし、知能指数50以下や療育手帳B1の判定を受け、さらに身体障害者手帳1～3級の交付を受けた方も療育手帳A2に相当します。（療育手帳記載の情報だけでは実際に療育手帳A2相当であることがわからない方もいらっしゃるかもしれません。） ・ 精神障害者保健福祉手帳1級を交付された方 ③ 特別障害者手当又は障害児福祉手当を受給している方（支給年度の8月分の認定を受けていること）
2 在住要件	基準日時点で、6か月以上、神奈川県内に継続してお住まいの方
3 在宅要件	基準日の前日までの1年間（申請前年の8月1日から申請年の7月31日）に継続して3か月を超えて、医療機関や施設に入院（所）していない方 ※ 医療機関や施設とは、20歳以上の方には特別障害者手当の、20歳未満の方には、障害児福祉手当の基準を用います。
4 年齢要件	次のうち、1つでもあてはまる方 ① 65歳よりも前に身体障害者手帳の交付を受けたことがある方 ② 65歳よりも前に精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたことがある方 ③ 65歳よりも前に療育手帳の交付を受けるなど、児童相談所や地域支援室等において知的障害者と判定された方 ④ 65歳よりも前に特別障害者手当又は障害児福祉手当を受けたことがある方 ※ 平成21年度に県の手当を受給されている方については、年齢による制限はありません。
5 所得要件	手当の受給年度の前年所得が基準となる額を超えない方 ※ 基準となる額は20歳以上の方については特別障害者手当の、20歳未満の方については、障害児福祉手当の基準を用います。 【例】 令和4年度現在の特別障害者手当等の所得基準額 （扶養親族等が0人の場合） ① 単身世帯 3,604,000円 ② 本人と配偶者又は扶養義務者の世帯 本人：3,604,000円 配偶者又は扶養義務者：6,287,000円

III 手当額および支給方法（令和5年4月1日現在）

支給額 年額60,000円

年1回（1月）に指定された金融機関の預金口座に支払われます。

IV 手続き方法

お住まいの区の区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課、地区健康福祉ステーションが窓口となります。毎年8月1日から9月10日を申請期間としていますので、身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳、普通預金の通帳等の必要書類等を持参の上、ご申請ください。

※ 必要書類については、個別に異なる場合があるため、下記問合せ先にお問い合わせください。

V 問合せ先

名称	電話番号
お住まいの区の区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課 ※大師・田島地区にお住まいの方は各支所健康福祉ステーション高齢・障害担当	【 P83 】

(7) 特別児童扶養手当

I どんな制度

精神、知的または身体障害等（内部障害を含む。）で、政令に定める程度以上の障害にある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として、児童の父母または養育者に対して手当を支給します。

※ 政令に定める程度以上の障害があり、障害の原因となった傷病がなおった状態または症状が固定した状態。

II 対象

日本国内に住所があり、精神、知的または身体障害等（政令に定める程度以上の障害）にある児童を監護している、父、母または父母に代わってその児童を養育している人が、特別児童扶養手当を受けることができます。ただし、施設に入所している期間や本人などの前年度所得が一定の限度額以上の場合、該当する児童が重度の障害を理由に公的年金を受けることができる場合は、手当が受けられません。

※ 「監護」とは、対象児童の生活について種々配慮し、日常生活において対象児童の衣食住などの面倒をみていることをいいます。

III 手当額および支給方法（令和5年4月1日現在）

重度障害児：1人につき月額53,700円 中度障害児：1人につき月額35,760円

毎年4・8・11月の3回に分けて、指定した口座に支払われます。

IV 手続き方法

お住まいの区の区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課、地区健康福祉ステーションが窓口となります。戸籍謄本、医師の診断書、普通預金の通帳等の必要書類等を持参の上、ご申請ください。

※ 必要書類については、個別に異なるため、下記問合せ先にお問い合わせください。

V 問合せ先

名称	電話番号
お住まいの区の区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課 ※大師・田島地区にお住まいの方は各支所健康福祉ステーション高齢・障害担当	【 P83 】

(8) 障害児福祉手当

I どんな制度

精神または身体に重度の障害があり、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の方に、手当を支給します。

II 対象

在宅の重度の障害児（20歳未満）で、日常生活に常時の介護を必要とする方で、次のいずれかに該当している方。ただし、施設に入所している方や障害年金等を受給している方、本人または扶養義務者等の所得が一定の額を超える方は、手当が受けられません。

身体	① 身体障害者手帳1級程度の障害を有する方 ② 身体障害者手帳2級の一部に該当する程度の障害を有する方 ※ 視力がそれぞれ0.02以下、聴覚障害（補聴器を用いても音声を識別できない方）、両上肢、両下肢の障害、体幹機能障害（座っていることができない方）
知的	おおむねIQ20以下の方
その他	精神障害、心臓、呼吸器、じん臓、肝臓、血液疾患等により上記と同等の障害を有する方

III 手当額および支給方法（令和5年4月1日現在）

月額 15,220円

5月、8月、11月、2月に分けて指定された障害児本人の金融機関の預金口座に支払われます。

IV 手続き方法

お住まいの区の区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課、地区健康福祉ステーションが窓口となります。身体障害者手帳、療育手帳、普通預金の通帳（本人名義）、戸籍謄本または住民票、所定の様式の診断書、マイナンバーの確認に必要な書類等の必要書類等を持参の上、ご申請ください。

※ 必要書類については、個別に異なる場合があるため、下記問合せ先にお問い合わせください。

V 問合せ先

名称	電話番号
お住まいの区の区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課 ※大師・田島地区にお住まいの方は各支所健康福祉ステーション高齢・障害担当	【 P83 】

(9) 特別障害者手当

I どんな制度

精神または身体に著しく重度の障害があるため日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある20歳以上の方に、手当を支給します。

II 対象

精神または身体に著しく重度の障害があるため日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある20歳以上の方で、次のいずれかに該当している方。ただし、施設入所している方や病院、診療所に3か月を超えて入院している方、本人または扶養義務者等の所得が一定の額を超える方は、手当が受けられません。

＜日常生活において常時特別の介護を必要とする状態＞

① 重度の重複障害者

次の各号に重複する（2つ以上）障害を有する方

ア 身体障害者手帳1、2級程度の視覚障害を有するもの

イ 両耳の聴力が100デシベル以上のもの

ウ 両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は両上肢のすべての指を欠くもの、もしくは両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの

エ 両下肢の機能に著しい障害を有するもの、又は両下肢を足関節以上で欠くもの

オ 体幹の機能に座っていることができない程度、又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの

カ 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの

キ 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

② 常時特別の介護を必要とする状態の方

肢体不自由、知的障害、精神障害、内部障害、およびこれと同程度の疾病を有する方で前表に該当する障害があり、かつ日常生活動作等に著しい支障をきたしている方

III 手当額および支給方法（令和5年4月1日現在）

月額 27,980円

5月、8月、11月、2月に分けて指定された障害者本人の金融機関の預金口座に支払われます。

IV 手続き方法

お住まいの区の区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課、地区健康福祉ステーションが窓口となります。身体障害者手帳、療育手帳、普通預金の通帳（本人名義）、戸籍謄本または住民票、所定の様式の診断書、マイナンバーの確認に必要な書類等の必要書類等を持参の上、ご申請ください。

※ 必要書類については、個別に異なる場合があるため、下記問合せ先にお問い合わせください。

V 問合せ先

名称	電話番号
お住まいの区の区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課 ※大師・田島地区にお住まいの方は各支所健康福祉ステーション高齢・障害担当	【 P83 】

(10) 福祉手当（経過措置）

I どんな制度

昭和61年度の障害基礎年金制度の創設に伴い、昭和61年3月31日現在、20歳以上の旧福祉手当受給者のうち、障害を事由とする年金、および特別障害者手当を受けていない方に、昭和61年度以降、支給要件に該当する間経過措置として福祉手当を支給します。なお、所得の制限があります。

※ 特別障害給付金の認定を受けた場合には、受給資格が喪失します。

※ 経過措置のため、新規の認定請求はできません。

II 対象

昭和61年3月31日現在、20歳以上の旧福祉手当受給者のうち、障害を事由とする年金、および特別障害者手当を受けていない方

III 手当額および支給方法（令和5年4月1日現在）

月額 15,220円

5月、8月、11月、2月に分けて指定された障害者本人の金融機関の預金口座に支払われます。

IV 問合せ先

名称	電話番号
お住まいの区の区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課 ※大師・田島地区にお住まいの方は各支所健康福祉ステーション高齢・障害担当	【 P83 】

(11) 児童扶養手当

I どんな制度

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉増進を図ることを目的として支給される手当です。

II 対象

日本国内に住所があって、次の支給要件のいずれかに該当する児童（18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある方か、または20歳未満で、政令の定める程度の障害の状態にある方）を養育している父母または父母に代わって児童を養育している方。

<支給要件>

- ① 父母が婚姻を解消した児童
- ② 父または母が死亡した児童
- ③ 父または母が政令の定める程度の障害の状態にある児童
- ④ 父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父または母から1年以上遺棄されている児童
- ⑥ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑦ 父または母が1年以上拘禁されている児童
- ⑧ 母が婚姻しないで生まれた児童
- ⑨ 父・母ともに不明である児童（孤児など）

※ ただし、次のような場合は対象になりません。

児童が

- ・ 児童福祉施設などに入所したり、里親に預けられたとき。
- ・ 申請者でない父または母と生計を同じくしているとき（父または母が障害による受給の場合は除く）。
- ・ 父または母の配偶者（事実上の配偶者を含む）に養育されているとき。
- ・ 日本国内に住所を有しないとき。

父または母もしくは養育者が

- ・ 婚姻の届出はしなくても事実上の婚姻関係（内縁関係など）があるとき（父または母に限る）。
- ・ 日本国内に住所を有しないとき。

Ⅲ 手当額（月額）（令和5年4月現在）

扶養児童	全額支給の場合	一部支給の場合
1人	44,140円	月額44,130円から10,410円
2人	10,420円加算	月額10,410円から5,210円
3人以上	6,250円加算	月額6,240円から3,130円

※ 所得により一部が支給停止（減額）される場合があります

Ⅳ 一部支給停止措置

父または母である受給資格者に対する手当は、支給から5年を経過する等の要件に該当したとき、その2分の1が支給停止（減額）となります。

障害や疾病などで就労が困難な方などは、定められた期限までに必要な書類を提出していただければ一部支給停止措置が適用除外となります。

Ⅴ 児童扶養手当と公的年金等との併給

受給資格者および対象児童が「公的年金等」を受けられることができるとき（対象児童が父または母に支給される公的年金の額の加算の対象となっているときを含みます）、「公的年金等」の月額相当額を児童扶養手当額から差し引き、その差額分を支給します。

ただし、障害基礎年金等を受給している方は、令和3年3月分以降の児童扶養手当は、「障害年金の子の加算部分」の月額相当額を児童扶養手当額から差し引き、その差額分を支給します。

※ 「公的年金等」とは、国民年金法や厚生年金保険法などによる老齢年金、遺族年金、障害年金、労働者災害補償保険法による労災年金などの公的年金、労働基準法による遺族補償などです。

Ⅵ 問合せ先

名称	電話番号
お住まいの区の区役所児童家庭課 ※大師・田島地区にお住まいの方は各支所健康福祉ステーション児童家庭サービス担当	【 P83 】